

[事案 28-45] 障害給付金支払請求

・平成 29 年 6 月 29 日 裁定打切り

<事案の概要>

転倒により障害状態となったことを理由に、障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 10 月に、足を滑らせ後方に転倒し、首に衝撃を受けた結果、手・肘・肩等の運動障害等が残ったため、平成 3 年 9 月に契約した定期保険特約付終身保険にもとづき、障害給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の身体障害は、既往症である頸椎症性脊髄症を原因としたものであり、転倒を直接の原因としたものとは判断できない。
- (2) 申立人は、転倒によって頸部を直接地面にぶつけたわけではないし、転倒直後に以前から治療を受けていた病院を受診した際、転倒のことを医師に告げていない。そうすると、申立人の転倒は、約款に定める「不慮の事故」から除外されている「軽微な外因」に該当すると判断できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。
- (2) 医学的判断のため、申立人に医療記録の提出協力を求めたが、拒否された。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 提出された証拠からは、申立人の障害状態の直接の原因は、転倒ではなく既往症であるとの印象を抱くが、適切に判断を行うためには、医療記録を入手し、詳細に検討する必要がある。さらに、検討の結果、鑑定の実施や、診療に携わった医師に対する証人尋問が必要となる可能性もある。
- (2) よって、的確な事実認定を行い、適正に解決するためには、裁判所における訴訟手続によることが適当である。